

平成 22 年度

近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請の手引き

【一般的事項】

- 1 この登録制度は、市の建設工事入札参加有資格者名簿に未登録で、市内に事業所を置く事業者等に対し、建設業法の許可を受けなくとも、市が発注する少額の簡易な工事等（設計金額が消費税込みで 50 万円未満）の受注機会を拡大し、公平公正に活用することにより市内の経済の活性化を図ることを目的とする。

登録できる者

- (1) 近江八幡市内に居住する者
- (2) 近江八幡市内に事業所を有する者
- (3) 業務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める者

登録できない者

- (1) 近江八幡市の入札参加資格審査申請に基づく建設工事有資格者名簿に登録されている者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者
- (5) 簡易工事に係る希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (6) 国税及び地方税に滞納がある者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

2 登録者の取扱い

近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書（様式第 1 号）を提出し、審査に合格した方は、近江八幡市簡易工事等希望登録者名簿に登録され、併せて庁内に周知されることにより、近江八幡市が発注する簡易な工事等契約の際に業者等選定の対象となります。

但し、業者選定、契約等を約束するものでなく、また近江八幡市入札参加資格者申請による資格者の選定を拒むものではありませんのでご承知ください。

また申請書受理後に近江八幡市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録抹消等を行った後に通知します。

3 申請受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間 平成 22 年 8 月 23 日（月）から平成 22 年 8 月 27 日（金）まで
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 受付場所 近江八幡市役所本庁舎 3 階 管財契約課
- (4) 提出方法 持参

提出された申請書は後日審査し、郵送にて受領書等を送付しますので必ず返信用封筒を提出してください。

郵送、電子メール等による申請は受理しませんので直接、管財契約課へ持参ください。
なお、受付期間以外の申請は一切受付いたしませんのでご注意願います。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は2年間(平成22年10月1日から平成24年9月30日まで)となります。

申請後に、廃業等又は住所、代表者氏名等重要な変更があったときは、すみやかに近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届(様式4号)を提出しなければなりません。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

市が簡易な工事等を発注するときは、原則として複数の登録者の見積り競争によって、最も低い価格を提示した登録者と契約することになります。

なお、見積りを依頼されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合必ず辞退届を提出下さい。

見積り競争の最低者に結果は速やかに発注課等の担当者から電話等にて連絡いたします。

2 契約の方法

契約者となった場合は、発注課等の指示に従って書面(請書もしくは契約書)により契約します。

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3 契約の履行

契約の履行は、近江八幡市契約規則、近江八幡市建設工事執行規則等、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け(丸投げ)及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら施工(履行)できる業種を記載してください。

4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは工事等完了後に行う検査に合格後、請求に基づき、原則として口座振替の方法により支払います。

支払い期間は、正当な請求を受けた40日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正または不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うこととなります。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開(閲覧)いたします。

【申請書の書き方】

1 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは

自宅を事業所として記入してください。

2 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

3 代表者職、氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職、氏名を記入ください。個人事業主は、商号がある場合は通常使用している代表職名、氏名を記入してください。

4 印鑑

登録申請書（様式第 1 号）について、法人は印鑑登録した法人の代表者印を使用して下さい。個人事業主についても印鑑登録された実印で申請して下さい。ゴム印等の変形しやすいものは認められないのでご注意ください。

なお、使用印鑑届（様式第 2 号）に押印した印鑑は、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書等に使用することになります。

5 電話及び F A X 番号

電話及び F A X は、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。

なお、個人事業主の場合は、公表されることに留意した上で携帯電話の登録も可能です。

6 登録希望業種

2 業種以内であれば内容の制限はありませんが、「工事等業務」に該当する業種を記入してください。なお、発注担当課等ではこの内容を見て業者等を選定しますので、下記の「工事等業種例」を参考にしてできるだけ具体的に 1 欄 1 業務で受注を希望する順序で記入ください。

また、法的な許可、免許、登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

「工事等種例」

建築関係業務

ガラス サッシ 網戸 建具 壁 屋根 門扉 内装仕上業務 塗装 錠鍵

タイル ブロック 雨樋 障子 襖 大工 左官業務

防水 板金業務

電気、管、機械、消防施設業務関係

電気器具 配線 照明 放送機器 空調機器 ボイラー ガス機器

給排水・給湯設備 厨房設備 衛生設備 ガス配管業務 機械器具設置等

火災報知設備業務等

土木関係業務

舗装 遊具 交通安全施設 道路、河川構造物及び道路付属施設 植栽 公園設備

石積み 除草業務

市内にある支店、営業所等で登録される方は、委任状を作成のうえ受任先の所在地、事業所、代表者職名、氏名をご記入下さい。使用印鑑についても受任先の事業所のものを押印して下さい。

7 提出書類

法人の方が申請する場合

申請書（様式第1号）

使用印鑑届（様式第2号）

口座振替依頼書兼振込口座登録申請書（様式第3号、通帳コピー等添付）

商業登記簿謄本

1通（3箇月以内に証明のもの、写し可）

法人代表者印の印鑑証明書

1通（3箇月以内に証明のもの、写し可）

以下の事項に未納がないことを証するもの 1通（3箇月以内に証明のもの、写し可）

	「国税（法人税と消費税の及び地方消費税）に未納がないこと」を証するもの
	「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
	「市税に未納がないこと」を証するもの（様式5）

については税務署発行の「納税証明書その3の3」とする。

については様式5を持参のうえ、収納課にて証明を受けてください。

個人の方が申請する場合

申請書（様式第1号）

使用印鑑届（様式第2号）

口座振替依頼書兼振込口座登録申請書（様式第3号、通帳コピー等添付）

印鑑証明書

1通（3箇月以内に証明のもの、写し可）

以下の事項に未納がないことを証するもの 1通（3箇月以内に証明のもの、写し可）

	「国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）に未納がないこと」を証するもの
	「都道府県税に未納がないこと」を証するもの
	「市税に未納がないこと」を証するもの（様式5）

については税務署発行の「納税証明書その3の2」とする。

については様式5を持参のうえ、収納課にて証明を受けてください。

< 問合せ先 >

近江八幡市役所 総務部管財契約課

TEL 0748-33-3111（代表）内線416, 417

0748-36-5557（直通）

FAX 0748-32-3237

記入例（法人用）

指定様式第5号

近江八幡市競争参加資格審査申請に係る証明書

住所又は所在地

近江八幡市 町 番地

氏名又は商号

株式会社

代表者等の氏名は記入しないで下さい。

現在において近江八幡市税が未納でないことを証明します。

平成 年 月 日

近江八幡市長 富士谷 英正

日付は記入しないで下さい。

記入例（個人用）

指定様式第5号

近江八幡市競争参加資格審査申請に係る証明書

住所又は所在地

近江八幡市 町 番地

氏名又は商号

代表者の氏名のみ記入して下さい。

現在において近江八幡市税が未納でないことを証明します。

平成 年 月 日

近江八幡市長 富士谷 英正

日付は記入しないで下さい。